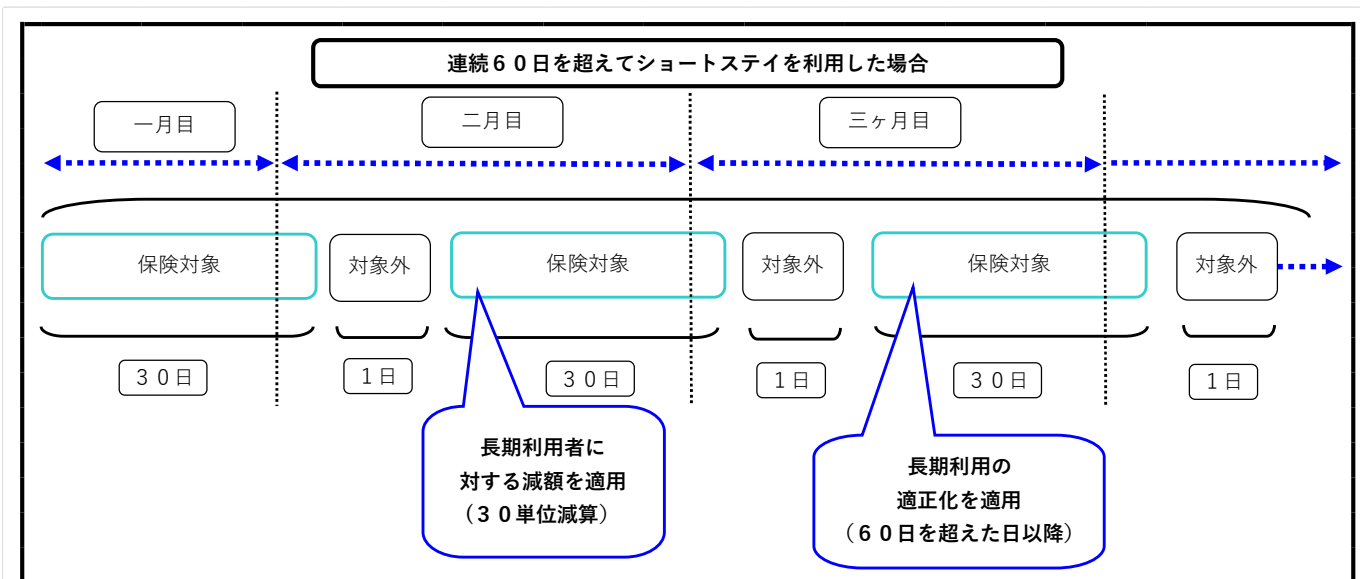


認定期間の半数を超えるショートステイ利用について

鴻巣市 介護保険課

◆ショートステイ利用の基本原則

- ① ショートステイは、あらかじめ期間を定めて利用するものです。
- ② 利用日数は、認定有効期間のおおむね半数を超えないことを目安とします。
※やむを得ない理由があり、認定有効期間の半数を超えて利用する場合は、**「ショートステイ日数超過申請書」を市に提出してください。**
- ③ 連続30日を超える利用については、介護保険適用外となります。
31日目は、利用者の全額自己負担になります。例外はありません。
月をまたいで利用する場合は、前月からの利用日数を含めて日数を数えてください。
- ④ ショートステイは、施設入所に比べ入退所が頻繁であり、利用者の状態が安定していないことなどから、施設サービス費と比較して報酬が高く設定されています。こうしたことから、居宅に戻ることなく、自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用した場合には、連続30日を超えた日から減算となります。（短期生活長期利用者提供減算）
- ⑤ ④の状況が継続し短期入所生活介護を長期間利用すると、施設と同様の利用形態になることから、連続して60日を超えて同一事業所でショートステイを利用する場合、基本単位数と別の所定単位数を算定することになります。（④の減算と同時に算定するものではありません。）【R6年度新設】



◆市への日数超過の申請

1. 認定有効期間の半数を超えて利用する場合は、次のページに記載の①～⑤の書類（②～④については写しの提出で構いません。）を市に提出してください。

（申請の時期：半数を超えることが明らかとなった時点で申請をしてください。）

① ショートステイ日数超過申請書	ショートステイの必要性について、詳しく記入してください。
② ケアプラン第1表	
③ ケアプラン第2表	
④ ケアプラン第4表	ショートステイの必要性について議論したもの。
⑤ ケアプラン第5表(支援経過)	ショートステイ利用の必要性がわかる部分のみでかまいません。

2. 課内で検討し、日数超過の申請の認・否認について後日連絡します。

特例許可が認められた場合は、支援経過（第5表）等に申請日、許可日を記入してください。

また、次のような場合には、その都度特例の申請が必要となります。

- ① 認定更新、区分変更後、利用日数が、認定有効期間の半数を超えることが明らかになったとき。
- ② 居宅介護支援事業所が変わったとき。※同一事業所内でケアマネジャー交代時は申請不要

3. 提出場所

鴻巣市役所 介護保険課（支所福祉グループへの提出は原則受け付けできません。）